

令和8年度狩猟免許試験実施要項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）に基づき、次のとおり狩猟免許試験を実施します。

1 狩猟免許の種類

狩猟免許の種類	使用できる猟具
網猟免許	網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）
わな猟免許	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）
第1種銃猟免許	装薬銃（ライフル銃、散弾銃）、空気銃（圧縮ガス銃を含む。）
第2種銃猟免許	空気銃（圧縮ガス銃を含む。）

2 試験の日時等

実施回	試験日時	試験会場	申請期間
第1回	令和8年6月21日(日) 10時00分～16時00分	富山県民会館7階会議室等 (富山市新総曲輪4番18号)	令和8年5月15日(金)～ 令和8年5月29日(金)
第2回	令和8年8月29日(土) 10時00分～16時00分		令和8年7月24日(金)～ 令和8年8月7日(金)
第3回	令和9年2月10日(水) 10時00分～17時00分		令和9年1月8日(金)～ 令和9年1月22日(金)

※試験当日の受付は、試験開始時刻の1時間前から20分前までとします。

※申請書類の受付は、8時30分～17時00分までの間とし、申請期間の最終日必着とします。（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日は、受け付けません。）

3 受験資格

富山県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しない者とします。

- 試験日において、網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第1種銃猟免許及び第2種銃猟免許にあっては20歳に、それぞれ満たない者
- 精神障害又は発作による意識障害をもたらす、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるもの（※）にかかっている者
※環境省令で定める病気（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第47条）
 - 統合失調症
 - そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
 - てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
 - ①～③のほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
- 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 法第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者

4 試験の内容

適性試験（午前）	視力、聴力、運動能力
知識試験（午前）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具に関する知識、鳥獣に関する知識、鳥獣の保護及び管理に関する知識
技能試験（午後）	猟具の取扱い、鳥獣の判別、距離の目測 (距離の目測は、第1種銃猟免許及び第2種銃猟免許に限る。)

※現に取得している狩猟免許と異なる種類の狩猟免許を受けようとする者（以下「一部免除者」という。）にあつては、知識試験のうち、「猟具に関する知識」以外の部分を免除します。

※技能試験は、適性試験及び知識試験に合格した者に対して行います。

5 申請手続

狩猟免許を受けようとする者は、試験実施各回の申請期間（**2 試験の日時等**参照）中に、次の書類等を富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振興センターに提出してください。

来庁により申請書類を提出する場合は、事前に電話で連絡してください。

郵送により申請書類を提出する場合は、封筒に「狩猟免許申請書在中」と朱書し、簡易書留郵便又は特定記録郵便で送付してください。

なお、申請書類に不備がある場合は受付できないので、記載漏れ、誤りがないよう十分確認してください。

また、電子申請によるWeb上での申請も可能となっております。（従来の申請方法を妨げるものではありません。）詳細については、後日県HP上で公開予定の電子申請リンク先よりご確認ください。電子申請の場合も、一部の添付書類（郵便はがき（受験票用）、医師の診断書）は郵送もしくは持参が必要となりますので、その旨ご了承ください。

(1) 狩猟免許申請書 1通

（富山県が定める様式を両面印刷して作成すること。）

(2) 狩猟免許申請手数料

（次の区分による金額を手数料収納窓口等により納付すること。）

ア 初心者（現在狩猟免許を取得していない者） 免許1種類につき5,200円

イ 一部免除者 免許1種類につき3,900円

(3) 写真 1枚（申請書貼付用）

（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル・横2.4センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。）

(4) 郵便はがき 1葉（受験票用）

（宛先として申請者の郵便番号、住所及び氏名を記入したもの。）

(5) 猟銃・空気銃所持許可証（2頁目）の写し 1通

（申請者が猟銃等所持許可を現に受けている場合のみ提出すること。）

(6) 医師の診断書 1通

（医師本人の印鑑が押印されたもの。医療機関の印鑑は不可。）

（**3 受験資格**の(2)~(4)のいずれにも該当しないことを証するものであつて、申請前3か月以内に診断されたものであること。申請者が猟銃等所持許可を現に受けている場合は、提出不要。）

※同時に複数の種類の狩猟免許を受けようとする場合であっても、提出する申請書類は1通（1枚、1葉）としてください。（狩猟免許申請手数料は、受けようとする狩猟免許の種類ごとに必要となります。）

6 試験時携行品等

受験者は、試験当日、受験票、筆記用具を持参してください。また、運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証を取得している者、適性試験において眼鏡や補聴器等が必要となる者は、これらをあわせて持参してください。

技能試験の受験者は、猟具の取扱いをするのに適した服装・靴で受験してください。

7 合格発表

適性試験及び知識試験の合格発表は、技能試験の開始前に、試験会場に掲示して行います。

最終合格発表は、試験日の概ね10日後に、技能試験の受験者全員に書面通知により行います。

狩猟免状については、最終合格者に合格通知とあわせて送付します。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項の規定により、受験者本人が直接口頭で開示の請求をすることができます。

郵送等（電話、はがき、ファクシミリ、電子メール等）による開示請求はできませんので、請求者が受験者本人であることを証する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、午前8時30分から午後5時までの間に、直接開示場所にお越しください。（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日は、受け付けません。）

試験	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
狩猟免許試験	受験者本人	適性試験の適否、知識試験の得点及び技能試験の減点	合格発表の日から1か月間	富山県生活環境文化部 自然保護課 (富山市新桜町5番3号 第2電気ビル6階)

9 その他注意事項等

- (1) 申請期間の終了後、試験日や受けようとする狩猟免許の種類等の申請内容の変更、申請書類等の返還及び狩猟免許申請手数料の還付はできません。
- (2) 受験票は、申請期間の終了後、試験日の1週間前までに到着するように送付します。万一到着しない場合は、富山県生活環境文化部自然保護課にお問い合わせください。
- (3) 試験当日は会場駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関で来場してください。
- (4) 不正の手段により狩猟免許試験を受け、又は受けようとしたときは、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことがあるほか、3年以内の期間で試験を受けることができなくなることがあります。
- (5) 一般社団法人富山県猟友会において、この試験の受験者等を対象とした講習会を実施します。この講習会の詳細は、一般社団法人富山県猟友会にお問い合わせください。

一般社団法人 富山県猟友会	〒930-0096 富山市舟橋北町4番19号 (富山県森林水産会館3階)	076-441-6150
---------------	--------------------------------------------	--------------

10 お問い合わせ先・申請先

機 関	所管区域	所 在 地	電話番号
富山県生活環境文化部 自然保護課野生生物係		〒930-0005 富山市新桜町5番3号 (第2電気ビル6階)	076-444-3397
富山県新川農林振興センター 企画振興課	魚津市 滑川市 黒部市 下新川郡	〒937-0863 魚津市新宿10番7号 (富山県魚津総合庁舎3階)	0765-22-9136
富山県富山農林振興センター 企画振興課	富山市 中新川郡	〒930-0096 富山市舟橋北町1番11号 (富山県富山総合庁舎3階)	076-444-4475
富山県高岡農林振興センター 企画振興課	高岡市 氷見市 小矢部市 射水市	〒933-0806 高岡市赤祖父211番地 (富山県高岡総合庁舎4階)	0766-26-8448
富山県砺波農林振興センター 企画振興課	砺波市 南砺市	〒939-1386 砺波市幸町1番7号 (富山県砺波総合庁舎2階)	0763-32-8130